

| 改定前 | 改定後（2023年7月13日改定） |
|---|--|
| <p>第6条（本サービスの対象期間）</p> <p>（1）本サービスの対象期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の申込日から保険終了日までとします。ただし、継続契約の場合は、保険開始日から保険終了日までとします。</p> <p>（2）（1）の規定にかかわらず、衝撃検知サービスの対象期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の保険開始日から保険終了日までとします。</p> <p>（3）保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消または無効となった場合は、本サービスの対象となりません。ただし、本サービスの対象期間内に獲得したハートの利用については、第8条に定めるとおりとします。</p> <p>（4）（1）の規定にかかわらず、保険終了日以降もセンサーを取り付けている場合は、保険終了日の翌日から起算して90日目の日までの運転の記録を本アプリで確認できるものとします。</p> | <p>第6条（本サービスの対象期間）</p> <p>（1）本サービスの対象期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の申込日から保険終了日までとします。ただし、継続契約の場合は、保険開始日から保険終了日までとします。</p> <p>（2）（1）の規定にかかわらず、衝撃検知サービスの対象期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の保険開始日から保険終了日までとします。</p> <p>（3）保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消または無効となった場合は、本サービスの対象となりません。ただし、本サービスの対象期間内に獲得したハートの利用については、第8条に定めるとおりとします。</p> |
| <p>第7条（ハートの獲得）</p> <p>（1）サービス利用者は次の場合にハートを獲得します。</p> <p>① サービス利用者が運転テーマを意識した運転ができたときと申告したとき</p> <p>② サービス利用者が“Good Driving”メッセージを受信したとき</p> <p>（2）ハートの獲得期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の申込日を獲得開始日とし、保険終了日を獲得終了日とします。ただし、継続契約の場合は、保険始期日を獲得開始日とします。</p> <p>（3）（2）の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除された場合は、解約・解除日を獲得終了日とし、保険契約が取消または無効となった場合は、取消または無効の手続きが完了した日を獲得終了日とします。</p> <p>（4）（2）の規定にかかわらず、保険契約者の変更が行われた場合は、変更前の保険契約者においては、変更日を獲得終了日とし、変更後の保険契約者においては、変更日を獲得開始日とします。</p> | <p>第7条（ハートの獲得）</p> <p>（1）サービス利用者は次の場合にハートを獲得します。</p> <p>① サービス利用者が運転テーマを意識した運転ができたときと申告したとき</p> <p>② サービス利用者が“Good Driving”メッセージを受信したとき</p> <p>（2）ハートの獲得期間は、&e（アンディー）（総合自動車保険）契約の申込日を獲得開始日とし、保険終了日を獲得終了日とします。ただし、継続契約の場合は、保険始期日を獲得開始日とします。</p> <p>（3）（2）の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除された場合は、解約・解除日を獲得終了日とし、保険契約が取消または無効となった場合は、取消または無効の手続きが完了した日を獲得終了日とします。</p> <p>（4）（2）の規定にかかわらず、保険契約者の変更が行われた場合は、変更前の保険契約者においては、変更日を獲得終了日とし、変更後の保険契約者においては、変更日を獲得開始日とします。</p> <p>（5）保険契約1件につきハートの獲得数は最大3000とします。</p> |